公的住宅小委員会　市営住宅家賃減免制度の見直しのポイント等

現行の制度の課題

- 所得に配慮された市営住宅家賃に更に最大で8割の減額がなされている。
- 低所得者の民間賃貸の家賃の状況と大きく乖離している。
- 高齢や障がい等の社会的困窮度を的確に反映した制度設計になっていない。
- 所得税法に準拠した所得認定方法では低所得の世帯の事情を反映した適切な所得認定ができていない。
- 低所得者施策である生活保護等の福祉制度との連携を図り，互いの役割を整理すべき。

議論のポイント

応能応益家賃制度の下での必要性

- 減免の程度の妥当性
- 対象の範囲の妥当性
- 困窮度の判定方法の妥当性
- 低所得者の住宅困窮に応える施策の提案の必要性

改正の視点

- 公平性の担保
- 応益性の配慮
- 制度の適正化
- 福祉施策との整合性

見直しのポイント

見直しの実施

見直しの方法（案）

- 低収入減免の対象と程度
  - 現行のまま
  - 公営住宅法施行令で定める収入分位1の中間値以下
  - 減額率の補正
    - 例：堺市，神戸市等。減額率を減率する。
  - 特定の困窮世帯に加重した減額率の補正
    - 例：東京都等。特定の困窮世帯に対して加重した減額率を用いる。
  - 特定の困窮世帯への対象の限定
    - 例：浜松市等。一般低収入事由を減額の対象としていない。
  - 低収入減免の廃止
    - 例：静岡市
- 最低家賃額の改正
  - 現行のまま
    - 3,800円
  - 現行額を改正（額の見直し）
    - 例：東京都等。本来家賃の5割他額の改正等
  - 応益性の導入（区分ごとの設定）
    - 例：神戸市等。近傍家賃の区分ごとに設定。
- 収入認定方法の改正
  - 現行のまま
    - 政令月収（非課税所得含む。）
  - 生活保護基準を参考とした収入認定
    - 例：神戸市等

福祉との連携（国制度での整合の要望，福祉施策に関する情報提供等）

市営住宅家賃減免制度の見直し